令和８年（フ）第２０６号
広島県福山市東深津町二丁目19番17―102号
債務者　木下　順子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第３０号
高知県高岡郡四万十町見付981番地
債務者　遠藤　年和
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
高知地方裁判所須崎支部

令和８年（フ）第４２４号
大分市恵比寿町８番５号　リバーサイド恵比寿101
債務者　渡邊慎一朗
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４３５号
大分市大字荏隈1714番地の３
債務者　櫻井美恵子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第７１号
大分県中津市大字下池永89番地３　松垣メゾネット　西号室
債務者　屋成千代美
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第８２号
大分県宇佐市子安町３丁目16番地　市営子安団地１棟305号、前住所大分県宇佐市大字別府150番地の１　市営別府団地３棟303号
債務者　萩原　京佳（旧姓阿南）
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第１１０号
宮崎県都城市若葉町35号２番地　若葉町アパート202号室
債務者　川邉　幸平
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第２３４号
沖縄県宜野湾市野嵩１丁目２番14―305号　サンジョウビル
債務者　屋宜　芙弥
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第９６号
岩手県北上市上野町一丁目10番10号
債務者　工藤タミ子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第６９３号
東京都小平市たかの台36番６―106号
債務者　五領田摩子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９７５号
東京都八王子市松木８番地８来夢来人’93　303号
債務者　遠藤　文彦
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９７６号
東京都八王子市松木８番地８来夢来人’93　303号
債務者　遠藤　　舞
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０５１号
東京都狛江市中和泉３丁目28番９―203号
債務者　森岡　京子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０５５号
東京都立川市柏町１丁目10番地の24ＳＢビル225号
債務者　大澤　亜論
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２４２号
東京都小平市小川町１丁目485番地黎明寮
債務者　市川　　宝
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２０１３号
横浜市南区高砂町１丁目10番地４　ダイアパレス吉野町第２　104
債務者　福田　佑一
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８３５号
京都市山科区安朱馬場ノ西町12―３　ショーミエール安朱126、住民票上の住所鹿児島市清水町11番19―552号
債務者　高田　歩武
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係